償却資産の申告について

市内で事業を営まれている法人又は個人事業主は、『法人税・所得税の申告において減価償却をした資産のうち該当するもの』について、毎年１月１日時点の所有の状況を１月３１日までに市長に対して申告する義務があります。

※償却資産の申告内容は、基本的には法人税・所得税の申告内容に連動します。

申告内容がご不明な場合は、法人税・所得税の申告を依頼されている税理士等にご相談ください。

償却資産とは

法人税・所得税の申告における減価償却資産のうち、家屋、自動車税・軽自動車税の対象になる車両又は無形固定資産等を除く資産のことをいいます。

税務署に申告しているのに申告が必要なの？

所得の申告とは別に、固定資産の申告として市長に提出する必要があります。国税（法人税・所得税）及び市民税（法人・個人）においては減価償却費を損金・経費に算入することで所得を圧縮することができる一方、その減価償却の対象となる資産に対しては固定資産税が課税されます。（所得の申告とは申告時期が異なります。）　※固定資産税の税率は１．４％であり、国税よりも低率です。

申告しなかったらどうなるの？

申告のなかった期間に対応する延滞金が加算されます（ただし、調査通知前に自主的に申告された場合等、一定の場合には減免することができます。）。また、正当な事由がなく申告しなかった場合は、１０万円以下の過料が課されます。

〒６３４－８５０９　橿原市内膳町一丁目１番６０号　橿原市財務部資産税課
電話：０７４４－４７－２６３５　メール：shisanzei@city.kashihara.nara.jp

償却資産の概要

⑴　法人税・所得税との主な相違点

基本的には、法人税・所得税の申告における減価償却資産と一致します。償却資産の申告に当たっての主な相違点は、次のとおりです。

項目	固定資産税	法人税・所得税
圧縮記帳制度の適用	なし	あり
租税特別措置法の適用 （特別償却・割増償却制度等）	なし	あり
残存価額の最低限度額	取得価額の５％	１円
簿外資産 償却済資産	申告の対象	減価償却の対象外
所有権移転外リース取引	貸主が納税義務者	借主が減価償却

※固定資産税においては、圧縮記帳制度や租税特別措置法の適用はありません。その資産の取得に要した価額の全額を申告してください。

⑵　区分

対象外	対象		
取得価額１０万円未満で、一時に損金又は経費に算入しているもの	減価償却資産 （法人税・所得税の申告において減価償却をすべき資産） リース資産 （取得価額２０万円以上のもの） ※リース期間終了後に返却するものを除く 建設仮勘定 事業の用に供している場合	簿外資産 （中小企業者等の少額資産特例により損金処理をしたもの等） 棚卸資産 （減価償却が可能なもの）	償却済資産 （耐用年数が経過したもの） ※１円の備忘価格として処理されているもの
取得価額２０万円未満で、３年償却をしているもの（一括償却資産）			
取得価額２０万円未満のリース資産			

⑶　法人税・所得税の申告との関係

次の帳票に記入された資産が対象です。

【法人税の場合】

別表１６（一）、別表１６（二）、別表１６（七）又は特別償却の付表に記載の資産

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度　・　・　・　・　法人名　（　）

別表十六(一)

種類　1

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度　・　・　・　・　法人名　（　）

別表十六(二)

種類　1

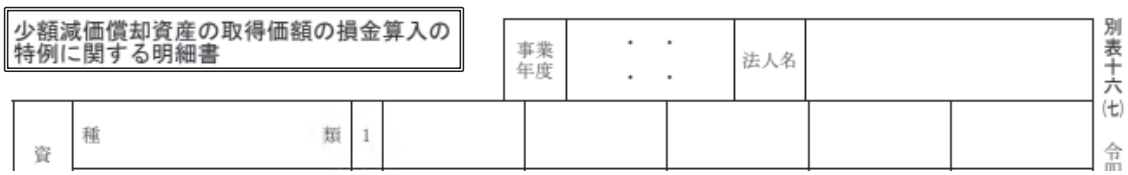
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度　・　・　・　・　法人名

別表十六(七)　令和

資　種類　1

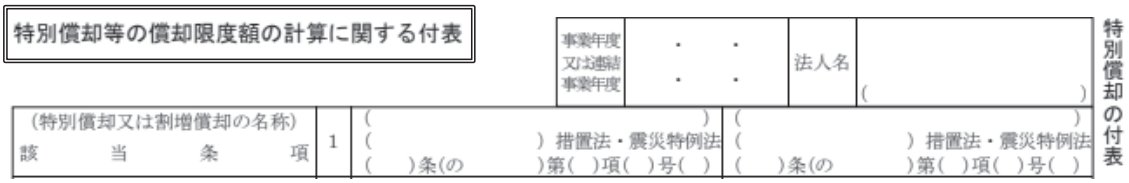
特別償却等の償却限度額の計算に関する付表

事業年度又は連結事業年度　・　・　・　・　法人名　（　）

特別償却の付表

（特別償却又は割増償却の名称）　該当条項　1　（　）措置法・震災特例法　（　）条(の　）第（　）項（　）号（　）　（　）措置法・震災特例法　（　）条(の　）第（　）項（　）号（　）

【所得税の場合】

青色申告決算書又は収支内訳書のうち「減価償却費の計算」に記載の資産

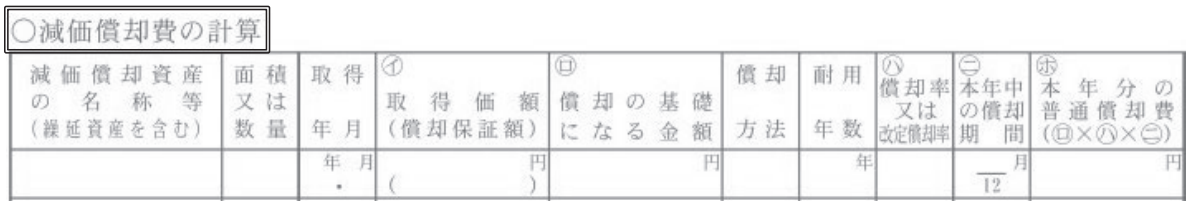
○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等（繰延資産を含む）	面積又は数量	取得年月	㋑取得価額（償却保証額）	㋺償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	㋩償却率又は改定償却率	㋥本年中の償却期間	㋭本年分の普通償却費（㋺×㋩×㋥）
		年・月	円（　）	円		年		月 12	円

⑷　申告内容

上記の帳票に基づき、次の３点を記入して申告してください。

取得価額	資産の代価に加えて、その取得に要した費用や事業の用に供するために要した費用（工事費や運搬費等）も含まれます。
取得年月	資産を事業の用に供した年月です。１月１日の場合は、前年１２月としてください。
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に定める耐用年数です。

⑸　資産の種類

種類	説明	償却資産該当性
構築物 建物附属設備	【構築物】 地面の上に設置された家屋以外の資産です。 ※簡易な物置等、地面に固着していないものは原則として家屋に含まれず、償却資産に該当します。	全て償却資産に該当
	【建物附属設備】 上下水道・ガスの引込工事や高圧電力受変電設備等、家屋に附属して設置されたものです。	家屋の評価に含まれないものは償却資産に該当
機械	製造装置や太陽光発電設備等の機械装置です。	全て償却資産に該当
船舶	ボートやジェットスキー等の船舶です。	
航空機	ヘリコプターやグライダー等の航空機です。	
車両	大型特殊車両等が対象です。自動車税・軽自動車税の対象ではないものは固定資産税の申告が必要です。	
工器具	器具・備品等のことです。	

※橿原市内に所在（定置）するものが申告の対象です。例えば、普段は橿原市内に置いており、使用するときに市外に移動させるような場合、申告先は橿原市になります。

リース資産の場合

リース期間終了後に借主に所有権が移転し、又は名目的なリース料で再リースをすることが予定されたリース資産は貸主及び借主の連帯納税義務となります。実務上は借主が申告をすることとされていますが、貸主及び借主のいずれが申告をするかについては、リース会社にご確認ください。

※リース会社が申告をすることとされた場合は、償却資産申告書の「１６　借用資産」にリース会社の名称等を記入してください。

家屋と償却資産の区別

固定資産税において家屋に含まれるのは「家屋と構造上一体であること」、「家屋そのものの効用を高めるものであること」及び「家屋の所有者が設置したものであること」の３要件を満たすものです。この要件を満たさない場合は、家屋の建築工事費に含まれている場合でも、償却資産として申告する必要があります。

（家屋の評価方法）

総務大臣の定める「固定資産評価基準」において、構造、仕上、建具及び建築設備等に分けて評点項目が定められており、その評点項目に各家屋の情報を当てはめることによって評価額を算定します。したがって、その評点項目に含まれない建築設備等は、家屋の評価額に含まれることがなく、償却資産として申告しなければなりません。

照明器具やトイレのように家屋に埋め込んで設置されているものは家屋の評価に含まれます。

家具・家電のように移動可能なものやルームエアコンのように取外し可能なものは償却資産です。

インターネット設備のように家屋の用途性とは直接関係しないものは償却資産です。

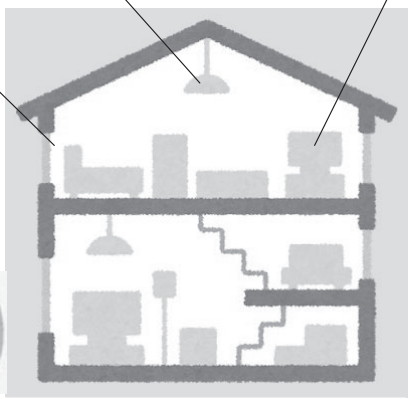

上下水道、ガスの引込工事は償却資産です（家屋の評価に含まれるのは、屋内の壁内配管に限られます。）。

※高圧電力の引込工事及び受変電設備等も償却資産です。

駐車場やフェンス、擁壁のように屋外に設置されているものは償却資産です。

（家屋と償却資産の区分表）

<table>
<tr><td colspan="2">「家屋と構造上一体であること」
天井・壁・床と容易に取り外せない程度に固着していることをいいます。</td></tr>
<tr><td>「家屋に含まれるもの」
天井、壁又は床に埋め込んで設置されているもの等。
（例）壁内の埋込配管、天井埋込の照明器具、コンセント、スイッチ、トイレ、ユニットバス、システムキッチン等</td><td>「償却資産に該当するもの」
外壁・屋根の外側に設置されたもの、又は取り外して移動させることができるもの。
（例）外構工事（駐車場・植栽・フェンス等）、上下水道・ガスの引込工事、ルームエアコン、家具・家電、宅配ボックス等</td></tr>
<tr><td colspan="2">「家屋そのものの効用を高めるものであること」
家屋の評価用途（住宅等）からみて、その用途性を高めるものが対象です。
※該当する場合は、総務大臣の定める固定資産評価基準の評点項目に記載されています。</td></tr>
<tr><td>「家屋に含まれるもの」
換気設備、床暖房、浴室乾燥機等</td><td>「償却資産に該当するもの」
高圧電力受変電設備、インターネット設備等</td></tr>
<tr><td colspan="2">「家屋の所有者が設置したものであること」
家屋の登記名義人以外の者が設置した内外装工事等の附帯設備は償却資産です。</td></tr>
</table>

建物が借家である場合

上記の区別にかかわらず、建物の登記名義人ではない者が行った内外装工事等は、償却資産として申告が必要です。特に申告洩れが多い項目となりますので、ご注意ください。

建物が借家である場合、法人税・所得税で建物又は建物附属設備に経理した資産は、原則として償却資産として申告が必要です。（平成１６年３月３１日以前に取得したものを除く。）

（例）商業施設に飲食店をオープンするため、内装工事を行った。親族所有の家屋を美容室に改装するため、水道工事を行った。賃貸マンションで営業している事業所のリニューアルとして照明器具を変更した。

留意事項

①すでに申告をされている方に対しては、本年度時点における申告済資産の取得価額の合計を記載した様式を同封しています。なお、資産の明細については部数の都合上、同封していません。

②取得価額、耐用年数又は取得年月を前年度から変更されている場合は、備考欄等にその内容を記入してください。

③課税標準額が１５０万円を下回る場合、税額は発生しません。（免税点）

④申告内容について質問、通知等を行う場合があります。その宛先を税理士等にすることを希望される場合は、「代理権限証書」を添付してください。（様式自由）

Ｑ＆Ａ

①諸経費等を取得価額に含めるべきかどうか分からない。

→取得価額の考え方は法人税・所得税の場合と同じです。法人税・所得税の経理において取得価額に含められている場合は、償却資産においても取得価額に含みます。

②固定資産に含まれる資産の１つ１つをみれば１０万円を下回っている。

→法人税･所得税の経理に従います。損金･経費に算入せずに固定資産として経理したものは、固定資産税においても償却資産の対象です。

③新たに購入したものではなく、修繕したものであるが申告が必要か。

→法人税･所得税の経理に従います。損金･経費に算入せずに固定資産として経理したものは、固定資産税においても償却資産の対象です。

④法人税・所得税では建物として一括して減価償却をしている。

→法人税・所得税における建物と固定資産税の評価における家屋とでは考え方が異なります。家屋の評価に含まれない資産を取り出して償却資産の申告をする必要があります。

⑤土地について行った工事費は申告しなければならないか。

→法人税・所得税の経理に従います。法人税・所得税において固定資産として経理したものは固定資産税においても償却資産の対象です。

⑥決算が申告期限の後となっており、資産の整理ができていない。

→整理済の資産を先に申告いただき、資産の整理後に追加申告をしてください。また、申告書の備考欄にその旨を記入してください。

⑦申告内容を見直していると、申告洩れ資産があることを発見した。

→速やかに申告してください。遡及して課税を行いますが、調査通知前に自主的に申告された場合には延滞金を減免することができます。申告をされずに市の調査により課税した場合は延滞金を加算することになります。

（償却資産の対象となる資産は、法人税・所得税で経理された資産と同一です。）

（償却資産の取得価額に含む金額）	（償却資産の取得価額に含まない金額）
法人税・所得税において固定資産の取得価額に含めて経理した金額	法人税・所得税において一括して損金・経費に算入した金額

※償却資産の調査は、固定資産台帳・減価償却費の明細等と償却資産の申告内容に相違がないかを確認します。申告内容は、固定資産台帳・減価償却費の明細等に合わせるようにしてください。

償却資産の評価

それぞれの資産について、次の算式により評価額を計算します。国税とは異なり、資産取得の翌年については経過月数にかかわらずに一律に半年分が償却されたものとして計算します。

※法人税・所得税において定額法を採用している場合でも償却資産の評価は定率法で行います。

資産取得の翌年	取得価額×（１－耐用年数に応じた減価率×１／２）
翌々年以降	前年度の評価額×（１－耐用年数に応じた減価率）

評価額の最低限度

取得価額の５％が最低限度です。法人税・所得税においては耐用年数を経過して減価償却費が算入されない状態（固定資産台帳に１円の備忘価格で登録されている状態。）となっている場合でも、除却等をされていない限り、償却資産の申告が必要です。

【家屋と償却資産の区分】

・家屋本体に組み込まれていない（壁・天井の外に後付けされている）資産は、償却資産です。

・家屋本体に組み込まれている（配管等）資産は、家屋所有者が設置されている場合は家屋に該当しますが、テナント等、家屋所有者以外の者が設置している場合は償却資産です（納税義務者は、テナント等の設置者になります。）。

・家屋内に設置されている動力配線や給排水設備、ガス設備、空調設備のうち、汎用に使用するものは家屋に該当しますが、特定の生産又は業務用に設置されている場合は償却資産です。

種類	分類	内容	家屋の所有者と設備等の所有者			
			同じ		異なる	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			●
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		●		●
	中央監視設備	設備一式		●		●
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		●		●
		屋内設備一式	○			●
	電力引込設備	引込工事		●		●
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電話設備	電話機、交換機等の機器		●		●
		配管・配線、端子盤等	○			●
	ＬＡＮ設備	設備一式		●		●
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●		●
		配管、配線等	○			●
	インターホン設備	集合玄関機等	○			●
		上記以外の設備	○			●
	監視カメラ（ＩＴＶ）設備	受像機（テレビ）、カメラ		●		●
		配管・配線等	○			●
	避雷設備	設備一式	○			●
	火災報知設備	設備一式	○			●
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			●
	給湯設備	局所的給湯設備（電気温水器、湯沸器用）		●		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房等用） 中央式給湯設備	○			●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管等	○			●
	衛生設備	設備一式（洗面器、便器等）	○			●
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		●		●
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			●
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛式）、特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
その他設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		●		●
		エレベーター、エスカレーター、 小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			●
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、 ＰＯＳシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、 袖看板、簡易間仕切（衝立）、ごみ処理設備、 メールボックス（郵便受）、カーテン、ブラインド、 駐輪設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）等		●		●
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		●		●

令和　　年度

記 載 例

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印

令和　　年　　月　　日

橿原市長殿

宛名番号

納税通知書番号（不明な場合は不要）

不明な場合は記入不要

所有者

(フリガナ)
1 住　所
（又は納税通知書送達先）

（電話　　）

(フリガナ)
2 氏　名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

（屋号　　）

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目
（資本金等の額）

（　　百万円）

5 事業開始年月

年　　月

6 この申告に応答する者の係及び氏名

（電話　　）

7 税理士等

申告に関与した税理士等

（電話　　）

8 短縮耐用年数の承認

9 増加償却の届出

10 非課税該当資産

11 課税標準の特例

12 特別償却又は圧縮記帳

13 税務会計上の償却方法

14 青色申告

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)−(ロ)+(ハ)) (ニ)
		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1	構築物	**種類別明細書に記入した合計金額を転記**			
2	機械及び装置				
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具器具及び備品				
7	合計				

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

①
②
③

橿原市内の事業所の住所

16 借用資産（有・無）

貸主の名称等

リース会社

17 事業所用家屋の所有区分

自己所有・借家

資産の種類		評価額 (ホ)	※ 決定価格 (ヘ)	※ 課税標準額 (ト)
		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1	構築物	**記入不要**		
2	機械及び装置			
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具器具及び備品			
7	合計			

18 備考（添付書類等）

（明細の申告方法）　明細書 ・ 別紙（固定資産台帳等）を添付

市への連絡事項等

○前年中に資産の増加及び減少のいずれもなかった場合は『増減なし』
○法人税・所得税において減価償却をしている資産のうちに該当するものがない場合は『該当なし』
○資産を他者に移管した場合は『○○に資産を移管』
○資産を別法人が所有している場合は『固定資産は○○が所有』

【お願い】申告内容に関する質問、通知等を税理士等に対して行うべき場合は、「代理権限証書（様式自由）」を添付してください。

第二十六号様式別表一（提出用・控用）

所有者の氏名又は名称

令和　　年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

記載例

枚のうち　　枚目

宛名番号

納税通知書番号（不明な場合は不要）

行番号	資産コード	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得年月 年	取得年月 月	(イ) 取得価額 十億 百万 千 円	耐用年数	(ロ) 減価残存率	(ハ) 価額 十億 百万 千 円	※課税標準の特例 コード	※課税標準の特例 率	※ 課税標準額 十億 百万 千 円	増加事由	摘要
01	**記入不要**	\			\						**記入不要**				1・2 3・4	
02															1・2 3・4	
03															1・2 3・4	
04															1・2 3・4	
05															1・2 3・4	

1：構築物（構築物・建物附属設備）
2：機械及び装置
3：船舶
4：航空機
5：車両及び運搬具
6：工具・器具及び備品

3：昭和
4：平成
5：令和

固定資産台帳・減価償却費の明細に記載の内容を転記

第二十六号様式別表二（提出用・控用）

所有者の氏名又は名称

令和　　年度

種類別明細書（減少資産用）

枚のうち　　枚目

宛名番号

納税通知書番号（不明な場合は不要）

行番号	異動区分 1 減少 3 修正（一部減少を含む）	*資産コード	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得年月 年	取得年月 月	取得価額 十億 百万 千 円	耐用年数	*課税標準の特例 コード	*課税標準の特例 率	耐年改正	減少等の事由 1売却 2除却 3移動 4その他	摘要 (4その他の事由等を記載)
01	1・3													1・2 3・4	
02	1・3													1・2 3・4	
03	1・3													1・2 3・4	
04	1・3													1・2 3・4	
05	1・3													1・2 3・4	

資産の全部が減少した場合は1、
資産の一部が減少した場合は3に○

前年中に減少した資産がある場合のみ記入（減少がなければ提出不要）

【申告前のチェックリスト】	☑
固定資産台帳・減価償却費の明細等と償却資産申告書を照合しましたか。	
少額減価償却資産の明細に記載されている資産を記入しましたか。	
（事業所のある建物が他者名義の場合）建物・建物附属設備に区分されている資産を記入しましたか。	

申告方法

①ｅＬＴＡＸ（地方税ポータルシステム）のご利用をお勧めします。

②ｅＬＴＡＸをご利用ではない場合、橿原市の受付フォームから申告することができます。

（ https://logoform.jp/form/3a4j/385708 ）

③紙面で提出される場合は、同封の様式をご使用ください。

申告書の書き方、郵送の場合の返送方法、その他の詳細はこちら https://www.gaas-port.jp/29_kashihara/procedure/93	
申告フォーム（ｅＬＴＡＸ以外でインターネット経由で申告される場合） https://logoform.jp/form/3a4j/385708	

【地方税法（固定資産の申告）】

第３８３条　固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年１月１日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を１月３１日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

【橿原市税条例（固定資産に係る不申告に関する過料）】

第７５条　固定資産の所有者が法第３８３条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し１００，０００円以下の過料を科する。